

4-3	用途変更における「サービス業を営む店舗」の取扱いについて
<p>建築基準法（以下「法」という。）第87条第1項で規定されている用途変更の建築確認における「サービス業を営む店舗」に関する取扱いを、以下のとおり定める。</p>	
<p>法第87条第1項は、建築物の用途を変更して法第6条第1項第1号の特殊建築物のいずれかとする場合に、建築確認の手続きを要することを規定している。</p> <p>特殊建築物の用途は、別表第1(イ)欄及び建築基準法施行令第115条の3に規定されているが、「サービス業を営む店舗」は当該規定に含まれていないため、「サービス業を営む店舗」へ用途変更する場合は、手続きを要しない。</p> <p>なお、建築物の用途が「サービス業を営む店舗」に該当するかどうかは、名称等によって形式的に判断するのではなく、物品の販売や原動機の使用の有無などを考慮して、実態に応じて判断する。</p> <p>なお、手続きの要否に係らず、建築物の用途を変更する場合には、法第87条第2項及び第3項の規定が適用されるため、注意して計画すること。</p>	
関連条文	建築基準法第87条, 別表第1, 建築基準法施行令第115条の3
参 考	